

イオンアシストプラン規定

本規定は株式会社イオン銀行（以下「銀行」といいます。）が、銀行所定の保証会社の連帯保証を受けられるお客さま（以下「借主」といいます。）に対して実行するイオンアシストプラン（以下「イオンアシストプラン」といいます。）に適用されます。

第1条(ローン規定の承認)

1. 借主は、銀行から金銭を借り受けるためイオンアシストプラン契約書(金銭消費貸借契約書兼保証委託契約書)を差し入れるにあたり、本規定を承認するものとします。
2. 前項の契約書に基づく契約は本規定において「イオンアシストプラン契約」といいます。また、前項の契約書に記載される借入要項は本規定において「借入要項」といいます。
3. イオンアシストプラン契約は、銀行が借主に金銭を交付した時にその効力を生ずるものとします。

第2条(借入利率)

借入利率は固定金利であり、契約期間中は変更されません。

第3条(約定返済日)

1. イオンアシストプラン契約に基づく毎月の約定返済日は毎月27日とします。
2. 初回返済日は金銭を借り受けた翌月の約定返済日とし、初回の返済額は第4条第1項(3)および(4)に定めるとおりとします。

第4条(元利金の返済方法)

1. 利息は約定返済日に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は均等とします。
 - (1) 毎月返済の利息は、[毎月返済の部分の元金残高×(借入利率×1/12)]で計算します。
 - (2) 半年ごと増額返済の利息は、[増額返済の部分の元金残高×(借入利率×1/12)×6]で計算します。
 - (3) 当初借入日から第1回約定返済日までの期間中に1カ月未満の端数日数がある場合、その端数日数については1年を365日とし、日割りで計算します。
 - (4) 初回返済額および最終回返済額は、利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。
2. 半年ごと増額約定返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。

第5条(損害金)

元利金の返済が遅れたときは、約定返済日の翌日または期限の利益喪失日の翌日から当該遅延元金の返済日までの期間について、遅延している元金に対し年14.6%(1年を365日とし、日割りで計算します。)の損害金を支払うものとします。なお、約定返済日が「土曜日」、「日曜日」、「祝日」または「国民の休日」にあたり、第7条第3項に基づき引落日が約定返済日より後の日付となる結果、引落日に元利金の返済が遅れた場合であっても、約定返済日の翌日(毎月28日)から遅延損害金が発生します。

第6条(諸費用の返済用預金口座からの引出)

イオンアシストプラン契約にかかる印紙代、事務手数料、残高証明書・支払利息証明書発行手数料、その他銀行が発行する証明書等の費用については、借主が負担するものとし、銀行は銀行所定の日に払戻請求書によらず返済用預金口座から引出のうえ充当することができるものとします。

第7条(元利金返済額等の自動支払)

1. 元利金の返済は、借入要項記載の借主名義の返済用預金口座からの自動支払の方法によります。ただし、第8条によって繰上返済する場合および第9条または第10条によってイオンアシストプラン契約による債務全額を返済しなければならない場合は除きます。
2. 借主は、元利金の返済のため、約定返済日までに毎月の元利金返済額(半年ごと増額返済併用の場合には、増額約定返済日に増額返済額を毎月の元利金返済額に加えた額とします。以下同じ。)相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
3. 銀行は、引落日(約定返済日とし、約定返済日が「土曜日」、「日曜日」、「祝日」または「国民の休日」にあたる場合には、これら(連続する場合にはその最終日とします。)の翌日とします。)に払戻請求書によらず返済用預金口座から引出しのうえ、毎月の元利金の返済に充当します。ただし、返済用預金口座の残高が毎月の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済に充当する取扱はせず、返済が遅延することになります。
4. 毎月の元利金返済額相当額の預入が約定返済日より遅れた場合には、約定返済日以外の日であっても、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱ができるものとします。

第8条(繰上返済)

1. 借主は、第4条および第7条に定める元利金返済のほか、延滞等の特別な事情がない限り、返済用預金口座に資金を預け入れたうえで、ローン契約による債務を最終返済日以前に繰り上げて返済をすることができるものとします。
2. ローン契約による債務を最終返済日以前に繰り上げて返済する日を「繰上返済日」といいます。繰上返済日は銀行所定の日とします。
3. 繰上返済をする場合には、銀行所定の手数料をいただく場合があります。
4. 繰上返済をする場合には、毎月の元利金返済額についてはその繰上返済日直前の約定返済日の翌日または借入日から繰上返済日までの、半年毎の増額返済額についてはその繰上返済直前の半年毎増額返済月の約定返済日の翌日または借入日から繰上返済日までの、それぞれの未払経過利息もあわせて支払うものとします。
5. 一部繰上返済をする場合には、本条前4項および下表によるほか、銀行所定の方法で取り扱うものとします。

	毎月返済のみの場合	半年ごと増額返済併用
繰上返済 できる額	借主が指定した金額(ただし、銀行所定 の金額以上とします。)	以下の①と②の合計金額(ただし銀行所定 の金額以上とします。) ①繰上返済日に続く6カ月単位にとりまとめた 毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金
返済期間の 繰上	返済元金に応じて以降の各返済日を繰り上げるか、以降の各返済日を繰り上げずに 毎月および半年ごとの返済額を軽減するかを選択できるものとします。	

第9条(期限前の全額返済義務)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はイオンアシストプラン契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、第7条に定める返済方法によらず、直ちにイオンアシストプラン契約による債務全額を返済するものとします。
 - (1)借主が第7条に定める返済を遅延し、翌々月の約定返済日までに元利金(損害金を含みます。)を返済しなかったとき。
 - (2)借主が住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
 - (3)借主が支払を停止したとき。
 - (4)借主が租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

- (5)借主について、保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (6)借主の銀行に対する預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (7)保証会社から保証の中止または解約の申立があったとき。
 - (8)借主が第14条の規定に違反したとき。
2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、銀行からの請求によって、イオンアシストプラン契約による債務全額について期限の利益を失い、第7条に定める返済方法によらず、直ちにイオンアシストプラン契約による債務全額を返済するものとします。
- (1)借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (2)借主が銀行または保証会社との取引約定ならびに規定の一つにでも違反したとき。
 - (3)借主が銀行または保証会社に対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき。
 - (4)イオンアシストプラン契約に関し借主が銀行または保証会社に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - (5)借主が第10条第1項もしくは第2項の規定に違反したとき。
 - (6)前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含みます。)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第10条(反社会的勢力の排除)

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約が虚偽であったことが判明し、借主とのイオンアシストプラン契約を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は銀行に対する一切の債務について期限の利益を失い、第7条に定める返済方法によらず、直ちに債務全額を返済するものとします。
4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、借主は銀行になんらの請求をしないものとします。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負うものとします。

第11条(銀行からの相殺)

1. 銀行は、借主のイオンアシストプラン契約による債務のうち約定返済日が到来したもの、または第9条によって返済しなければならぬイオンアシストプラン契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかに係らず相殺することができます。この場合、借主へ書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利息については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第12条(借主からの相殺)

1. 借主は、イオンアシストプラン契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、イオンアシストプラン契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の約定返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の約定返済日の繰上等については第8条に準じるものとします。この場合、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金の払戻請求書等は届出印を押印(またはサイン)して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 本条第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利息については、預金規定等の定めによります。

第13条(債務の返済等にあてる順序)

1. 銀行から相殺をする場合に、イオンアシストプラン契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、イオンアシストプラン契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書または前項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第14条(代り証書等の差入)

証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいてイオンアシストプラン契約による債務を返済するものとします。なお、銀行が請求した場合には、借主は直ちに代り証書等を差し入れるものとします。この場合に生じた費用・損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主の負担とします。

第15条(印鑑等の照合)

1. 銀行が、銀行との借入契約にかかる諸届その他の書類に使用された印影(またはサイン)をイオンアシストプラン契約書に押印の印影(またはサイン)または、返済用預金口座の届出印鑑(またはサイン)と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行に故意または重過失がない限り、銀行は責任を負わないものとします。

2. 銀行が、借主が入力した暗証番号もしくはログインパスワードを銀行の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときには、これらにつき偽造・変造または盗用等の事故があっても、これらを利用・入力して行われた取引については借主本人が行ったものとみなし、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第16条(費用の負担)

借主に対する権利の行使または保全に関する費用は借主が負担するものとします。

第17条(届出事項)

1. 氏名、住所、印鑑(またはサイン)、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に銀行所定の方法で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったり銀行からの通知を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
3. 借主および借主の成年後見人、保佐人、補助人、これらの監督人、任意後見人、任意後見監督人その他のこれらに類する者(以下これらを併せて「成年後見人等」といいます。)は、借主につき後見・保佐・補助等の開始の請求または審判の申立があった場合または審判がなされた場合、成年後見人、保佐人、補助人、これらの監督人、またはこれに類する者が選任された場合、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見契約が締結された場合、および任意後見監督人が選任された場合には、各事由につき直ちに銀行に書面で届け出るものとし、関連文書(審判申立書、審判書および確定証明書、後見登記事項証明書等の写しを含みます。)および詳細(関係者の連絡先を含みます。)を提出するものとします。また、後見、保佐、補助等の終了、成年後見人等の解任、辞任、変更、権限の付与・変更等、または契約の変更、解除、終了等、その他後見・保佐・補助、任意後見契約に関連する一切の事項につき変更があった場合についても同様とします。上記届出の前に生じた損害および借主が上記届出を怠ったために生じた損害については、銀行は一切責任を負わないものとします。
4. 借主の成年後見人等につき後見・保佐・補助等の開始の請求または審判の申立があった場合または審判がなされた場合、成年後見人、保佐人、補助人、これらの監督人、またはこれに類する者が選任された場合、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見契約が締結された場合、および任意後見監督人が選任された場合、前項を準用するものとします。

第18条(報告および調査)

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に直ちに報告するものとします。

第19条(債権回収会社への業務委託および債権譲渡)

1. 借主は、ローン契約による債務ならびに借主が銀行に対して負担する一切の債務について、銀行が必要と認めるときは、銀行の指定する「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収業者(以下「債権回収会社」といいます。)に債務の回収を委託し、当該会社が銀行に代り借主へ請求し、取り立てることを承諾するものとします。
2. 借主は、ローン契約による債務ならびに借主が銀行に対して負担する一切の債務について、銀行が必要と認めるときは、銀行の指定する債権回収会社に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。
3. 借主は、債権回収会社が本条第1項および第2項の行為を行うにあたり、必要な範囲において、銀行が債権回収会社に対し、借主の個人情報を提供することに同意するものとします。

第20条(債権回収会社以外への債権譲渡)

1. 前条に定める他、借主は、銀行が将来ローン契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては信託を含みます。)すること、および銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略できるものとします。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人の代理人になることができるものとします。この場合、借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第21条(準拠法・管轄裁判所)

1. 本規定および本規定が適用されるイオンアシストプラン契約の準拠法は日本法とします。
2. 本規定が適用される銀行との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることとします。

第22条(個人信用情報機関への登録)

1. 借主は、イオンアシストプラン契約成立時に、下記の個人情報(その履歴を含みます。)が銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含みます。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終約定返済日等のイオンアシストプラン契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含みます。)	イオンアシストプラン契約期間中およびイオンアシストプラン契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日およびイオンアシストプラン契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6カ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 借主は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

3. 本条第1項に規定する個人情報情報機関は以下の通りです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(銀行ではできません。)

(1) 銀行が加盟する個人情報情報機関

・全国銀行個人情報センター

TEL 03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関

・株式会社日本信用情報機構 TEL 0120-441-481 <https://www.jicc.co.jp/>

主にクレジット事業、リース事業、保証事業、貸金業等の与信事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関

(2) 同機関と提携する個人情報情報機関

・株式会社シー・アイ・シー TEL 0570-666-414 <https://www.cic.co.jp/>

主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関

第23条(個人情報の収集・利用・提供に関する同意)

借主は、借主に関する情報の収集・利用・提供に関し、次の各号に同意します。

(1) 銀行がイオンアシストプラン契約に基づく与信業務(途上与信を含みます。)および債権管理業務等のために保証会社から当該保証会社が保有する借主の情報を収集し、利用すること。

(2) 銀行が前号の業務のために、銀行が保有する借主の情報を保証会社に提供すること。

第24条(住民票の写し等の取得)

債権保全等の理由で必要と認めた場合、銀行は、借主の住民票の写し等を取得することがあります。

第25条(公正証書の作成)

借主は、銀行からの請求があるときは、いつでも公証人に委嘱して、イオンアシストプラン契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に関する一切の手続をとるものとします。この場合に生じた費用については、借主の負担とします。

第26条(契約終了後の契約書の取扱)

銀行は、完済による契約終了後の本契約書について、借主の申出がない限り返却しません。また、借主の申出なく完済後5年を経過した場合、本契約書および付帯書類は銀行において廃棄処分されても借主は異議を述べません。

第27条(規定の変更)

銀行は、本規定について、借主の一般の利益に適合するときまたは変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合には、変更することができるものとします。また、銀行は、本規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、本規定を変更する旨および変更後の本規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとします。

以上

イオンアシストプラン保証委託約款(オリックス・クレジット株式会社)

私(以下「借主」といいます。)は本約款および後記「保証会社に対する個人情報の取扱いに関する同意条項(オリックス・クレジット株式会社)」を承認の上、株式会社イオン銀行(以下「貸主」といいます。)に対する借入申込書の申込に従って金銭消費貸借契約が成立した場合の当該契約(以下「原契約」といいます。)により、借主が貸主に対して負担する債務(以下「借入債務」といいます。)につき、オリックス・クレジット株式会社(以下「保証会社」といいます。)に連帯保証を委託します。

第1条(委託の範囲)

借主が保証会社に保証委託する債務の範囲は、借入債務すべて(元本、利息、遅延損害金、その他費用等を含む)とします。

第2条(保証期間)

1. 保証会社の保証債務は、保証会社が借主の与信審査を行い保証受託を承認することにより、貸主が借主に原契約による融資金を交付したときに発生するものとします。
2. 保証の期間は、原契約に基づく借入日から借入債務が完済する日までとします。

第3条(保証債務の履行)

1. 借主が貸主に対する債務の履行をせず、かつ借主が原契約所定の期限の利益喪失事由に該当したため、保証会社が貸主から保証債務の履行を求められた場合、借主は、保証会社が借主に対して通知催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 保証会社が貸主に保証履行したことにより代位した場合、借主は、貸主が借主に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、原契約および本約款の各条項が適用されるものとします。

第4条(求償債務の履行)

前条により保証会社が貸主に保証履行した場合、借主は、次の各号に定める求償権および関連費用等について弁済の責めを負い、その合計額を直ちに保証会社に支払います。

- ① 前条により保証会社が保証履行した全額。
- ② 保証会社が保証履行のために要した費用の総額。
- ③ 上記①の金額に対する保証会社による弁済日の翌日から借主から保証会社への支払完了日まで年 14.5%の割合(年 365 日の日割計算)による遅延損害金。
- ④ 保証会社が借主に対し、上記①②③の金額を請求するために要した費用の総額。

第5条(求償権の事前行使)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、第3条の保証履行前といえども保証会社からの通知催告等がなくても、借主は、予めそのとき現在の貸主に対する債務相当額、および保証会社へ支払う日までの未払利息、遅延損害金相当額の求償債務を負い、直ちに保証会社へ弁済するものとします。
 - ① 原契約について弁済期限が到来したとき、または期限の利益を喪失したとき。
 - ② 保証会社との契約の条項および貸主との約定に違反し、または貸主に対する債務を履行しなかった場合。
 - ③ 支払いの停止、破産手続開始、民事再生手続開始の申立または調停(特定調停を含む)の申立、その他これらに

類する手続きがなされたとき。

- ④ 保全処分、強制執行、滞納処分、担保権実行の申立を受けたとき。
- ⑤ 振出、もしくは引受した手形または小切手を不渡りとしたとき。
- ⑥ 第6条の届出を怠るなど、借主の責に帰すべき事由によって、貸主および保証会社に所在が不明となったとき。
- ⑦ 刑事上の訴追を受けたとき。
- ⑧ その他、保証会社において求償権保全のため必要と認める事実が発生したとき。

第6条(届出義務)

1. 借主は、氏名や住所、勤務先等について変更があった場合、直ちに書面で保証会社に対し通知するものとします。
2. 借主は、前項の届出を怠ったため保証会社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、通常到達すべきときに到達したものとみなし、その通知等の効力も通常到達すべきときに生じることに異議ないものとします。
3. 前項のほか、求償権行使に影響ある事態が発生したときは、借主は直ちに保証会社に対し書面で通知するものとします。

第7条(調査)

1. 保証会社は、保証債務の存続中、または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、借主に対して必要な資料の提出を求めることができるものとし、借主は直ちにこれに応じるものとします。
2. 借主は、保証会社が保証債務の存続期間中に借主の財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。

第8条(充当の指定)

借主が保証会社に対し、本約款に基づく求償債務のほか他の債務を負担しているとき、借主は、借主の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されても一切異議ありません。

第9条(反社会的勢力の排除)

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来においても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 借主自らまたは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ⑥ 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪(以下「犯罪」といいます。)に該当する罪を犯した者。
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為。
 - ⑤ 犯罪による罪に該当する行為。

⑥その他前各号に準ずる行為。

3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項に関し虚偽の申告をしたことが判明した場合、借主は保証会社の請求により、保証会社に対する一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。
4. 借主は、前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合でも、保証会社になんらの請求はしないものとします。また、保証会社に損害が生じたときは、借主はその責任を負うものとします。

第10条(担保、連帯保証人の提供)

借主は、保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供を求められたときは遅滞なくこれに応じ、一切異議を述べません。

第11条(費用の負担)

保証会社が求償権(事前求償権を含む)の保全もしくは行使、または担保の保全もしくは行使、処分に要した費用はすべて借主が負担するものとします。

第12条(約款の変更)

保証会社は、本約款の内容を変更する場合、法令等の定める条件・手続きに従い、当該変更内容及び変更日を借主に通知又は公表するものとします。この場合、借主は、変更日以降は変更後の約款内容に従うものとします。

第13条(合意管轄)

借主は、本約款に基づく取引について訴訟の必要が生じた場合には、訴額のいかんにかかわらず、東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。